

開発行為許可申請添付書類一覧
法第34条第10号（地区計画区域における開発行為）(1)

必要部数：2部（正1部、副1部）

No.	添付書類	内 容
1	開発行為許可申請書	
2	委任状	（代理者による申請の場合）
3	理由書	
4	土地登記事項証明書（原本）	発行後6か月以内
5	土地・工作物権利者の同意書	（申請者以外に所有権、抵当権等の権利者がいる場合） 実印、同意年月日記入
6	土地・工作物権利者の印鑑証明書（原本）	（申請者以外に所有権、抵当権等の権利者がいる場合） 同意書作成時のもの
7	公共施設の管理に関する協議書（法第32条）	（新たに設置する公共施設がある場合） 正副ともに原本を添付
8	公共施設管理者の同意書（法第32条）	国・県・市はそれぞれの管理者、私道は所有者又は管理者の同意
9	農用地除外証明書（原本）	（申請地が農地の場合）発行後6か月以内
10	設計説明書	
11	都市計画図	方位、区域朱囲い、地区計画明記、カラーコピー
12	案内図	方位、区域朱囲い
13	公図（原本）	発行後3か月以内、方位、縮尺、区域朱囲い
14	現況図	方位、縮尺、区域朱囲い、既存建築物・公共施設、現況写真の撮影方向
15	現況写真（2方向以上）	区域朱囲い、道路を入れて撮影
16	求積図（実測）	方位、縮尺、区域朱囲い、杭間距離、面積（小数点第2位）
17	土地利用計画平面図（建築物配置図） 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、区域朱囲い、道路（幅員、市道番号等、建築基準法上の道路種別、新設道路延長・幅員）、予定建築物の用途・床面積、公共公益施設・緑地等、新設道路の縦断測点
18	造成計画平面図、造成計画断面図	【切土・盛土がない場合は不要（その旨を土地利用計画平面図に明記）】 方位、縮尺、区域朱囲い、現況高・計画高、断面位置、造成箇所着色（切土：黄色、盛土：茶色）、擁壁・外構の種類（既設・新設の別も明記）、基準点の位置・高さ
19	排水施設計画平面図 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、区域朱囲い、排水系統、種類、材料、管径、流水方向、新設する下水道の縦断測点等
20	排水施設構造図	排水桝、合併処理浄化槽、油水分離槽、最終桝から排水先への接続等
21	給水施設計画平面図 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、区域朱囲い、給水系統、種類、材料、管径等
22	外構構造図	寸法、縮尺、配筋サイズ・ピッチ、申請地と隣地等との境界
23	雨水流出抑制計算書	【北本市雨水流出抑制施設設置基準により設計されている場合は不要】
24	水路占用許可書の写し	（出入口、排水等のために水路を使用する場合）
25	道路工事施行承認書の写し、道路占用許可書の写し	（道路に関する工事を行う場合や道路に物件等を設けて使用する場合）
26	排水管理設同意書、印鑑証明書（原本）、土地登記事項証明書（原本）	（排水のために隣地等を利用する場合） 印鑑証明書は発行後3か月以内、土地登記事項証明書は発行後6か月以内
27	設計者の資格に関する書類	【開発区域の面積が1ha未満の場合は不要】 卒業証明書又は資格証明書の写し
28	公共下水道区域外流入許可書の写し	（公共下水道区域外流入する場合）
29	擁壁構造図、構造計算書	（切土部分の高さが2mを超える崖、盛土部分の高さが1mを超える崖又は切土と盛土を同時に行った部分の高さが2mを超える崖がある場合） 寸法、縮尺、配筋サイズ・ピッチ、申請地と隣地等との境界

（裏面へ）

正本に添付する証明は複写不可 正本はファイル綴じ不要

開発行為許可申請添付書類一覧
法第34条第10号（地区計画区域における開発行為）(2)

No.	添付書類	内 容
30	資金計画書※	
31	残高証明書（原本）※	（自己資金がある場合）発行後3か月以内
32	融資証明書（原本）※	（融資を受ける予定がある場合）発行後3か月以内
33	申請者の業務経歴書※	
34	申請者の法人登記事項証明書（申請者が個人の場合は住民票）（原本）※	発行後3か月以内
35	申請者の納税証明書（原本）※	発行後3か月以内 法人の場合は法人税（その1及びその3の3）、個人の場合は所得税（その1及びその3の2）
36	工事施行者の建設業許可書の写し※	原則として土木工事業が含まれること
37	工事施行者の技術者名簿※	
38	工事施行者の工事経歴書※	
39	工事施行者の建設機械目録※	
40	道路計画横断面図	（道路を新設する場合） 縮尺、路盤・基層・表層の構成、道路側溝の位置・形状寸法、埋設管の位置・形状寸法等
41	道路計画縦断面図	（道路を新設する場合） 縮尺、測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、勾配、基準線等
42	下水道計画縦断面図	（下水道を新設する場合） 縮尺、測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、勾配、基準線、人孔の種類・管径・土被り・管底高、人孔深等
43	消防協議済証の写し	（開発区域の面積が500㎡以上の場合又は中高層建築物の建築を目的とする開発行為の場合）
44	上水道協議済証の写し	
45	その他市長が必要と認める書類	

※ 開発区域の面積が1ha未満で宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要さない自己業務用の場合は不要